

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
 - 指定居宅介護支援の事業の廃止
 - 都市計画事業の事業計画の変更認可
- 【公告】
- 土地改良区清算人の就職届
 - 県営土地改良事業計画の縦覧
 - 県営土地改良事業廃止処理計画の縦覧

環境管理課

長寿社会課

都市計画課

耕地課

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第七十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 パナソニック株式会社

住 所 大阪府門真市大字門真1006

氏 名 取締役社長 津賀 一宏

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 パナソニック株式会社AVCネットワークス社ストレージ事業部津山工場

所在地 津山市草加部字鮎込1458-5

平成29年2月14日 岡山県公報 第11863号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設	
種	類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (㊸ C M P 研磨装置)		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (㊸ 防錆処理装置-酸洗い)		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (㊸ 防錆処理装置-防錆処理)	
能	力	3,333枚/日		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後7日		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.012	0.076	0	0.3	0	0.35
	p H	8	8.2	0.5	0.6	9.5	10.5
	B O D (mg/L)	21,000	23,100	20	20	同左	
	C O D (mg/L)	9,300	10,200	1.2	1.4	75.2	82.8
	S S (mg/L)	290	320	10	10	同左	
	油 分 (mg/L)	109	120	1	1	4	4.4
	T - N (mg/L)	14,000	15,400	11.0	12.1	2,120	2,332
	T - P (mg/L)	0.35	0.39	0.27	0.30	0.32	0.36
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	0	同左		同左	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	2,500	2,750	7	7.7	560	616
	銅 (mg/L)	60	66	13.3	14.7	5.2	5.8
	溶解性鉄 (mg/L)	0.30	0.33	0.1	0.1	同左	

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

2 新設の特定施設から排出される汚水等は、産業廃棄物として処理委託される。

平成29年2月14日 岡山県公報 第11863号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成29年2月14日から同年3月7日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

平成29年2月14日 岡山県公報 第11863号

◎岡山県告示第七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

白梅居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県真庭市上市瀬三六八番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団井口会

2 所在地

岡山県真庭市落合垂水二五一番地

三 廃止年月日

平成二十九年二月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇〇一三八

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年四月七日付け岡山県告示第二百五十号で告示した岡山県南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市	施行者の名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
		岡山県南広域都市計画道路事業 三・三・倉三百三 新田上富井線	平成十八年四月七日から 平成三十四年三月三十一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

平成29年2月14日 岡山県公報 第11863号

〔四五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があつた。

平成二十九年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

長谷内土地改良区

二 就職清算人

就職清算人氏名

住 所

浅尾 吉弘	美作市長谷内九八〇
絹田 和昭	〃 〃 二四八
絹田 克美	〃 〃 二四四
鎌田 治	〃 〃 一一〇七―三
豊福 克己	〃 馬形一五九
浅尾 剛	〃 長谷内四一六
井上 市郎	〃 〃 八九三

〔四六〕土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第五項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成二十九年二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業(基幹水利施設ストックマネジメント 備北地区)

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(基幹水利施設ストックマネジメント 備北地区) 計画書

三 縦覧の期間

平成二十九年二月十四日から同年三月七日まで

四 縦覧の場所

新見市役所
高梁市役所
真庭市役所

一 事業及び地区名

県営土地改良事業(ため池等整備 歌見池地区)

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(ため池等整備 歌見池地区) 計画書

三 縦覧の期間

平成二十九年二月十四日から同年三月七日まで

四 縦覧の場所

玉野市役所

〔四七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業廃止処理計画（中山間地域総合整備 美作地区第4工区（ほ場整備））を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成二十九年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業廃止処理計画書（中山間地域総合整備 美作地区第4工区（ほ場整備））

二 縦覧の期間

平成二十九年二月十四日から同年三月七日まで

三 縦覧の場所

美作市役所

〔四人〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業廃止処理計画（中山間地域総合整備 美作地区第6工区（ほ場整備））を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成二十九年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業廃止処理計画書（中山間地域総合整備 美作地区第6工区（ほ場整備））

二 縦覧の期間

平成二十九年二月十四日から同年三月七日まで

三 縦覧の場所

美作市役所